

肢体不自由養護学校における一人一人の 教育的ニーズに対応した複数の教育課程

木 船 憲 幸

(2009年10月6日受理)

Multiple Curriculums Corresponding to Individual Educational Needs in Special Schools
for Children with Postural-Motor Disorders

Noriyuki Kifune

Abstract: Special needs education is defined as the education to correspond individual educational needs of children with disabilities. The purpose of this study was to show the situations and the problems on multiple curriculums corresponding to individual educational needs in special schools for children with postural-motor disorders. To attain this purpose, I did a survey used a questionnaire. The results showed that in special schools for children with postural-motor disorders multiple curriculums corresponding to individual educational needs were organized. And two problem, as follows, to organize and to use multiple curriculums were also showed. At first, in the recent trends on increasing severe-profound disorders and diversification of disorders, it was hard to organize and to use multiple curriculums corresponding to individual educational needs. Second, it was the hard to judge which curriculum was fitted to one child with disorders.

Key words: multiple curriculums, individual educational needs, special schools for children with postural-motor disorders

キーワード：複数の教育課程、一人一人の教育的ニーズ、肢体不自由養護学校

1. はじめに

特殊教育から特別支援教育への転換に伴い、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズへ対応することの意義が一層重要になってきている。特別支援教育の理念は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズへ対応すること（特別支援教育の推進について（通知）、19文科初第125号、平成19年4月1日）である。この理念の下では、重複障害を含めた様々な障害へ対応するために複数の教育課程がより一層柔軟に編成できることが重要である。重複障害者のための教育課程に関しては、平成11年3月告示の盲・聾・養護学校学習指導要領における「重複障害者等に関する特例」は、平成21年3月告示の特別支援学校学習指導要領では「重複障害者の教育課程の取り扱い」として改

訂された。この改訂は単なる文言の改訂ではなく、従来の盲・聾・養護学校が法的には単一障害者を対象とした学校であったことから、特別支援学校が単一障害と重複障害に対応する学校として法的に位置づけられたという主旨を踏まえたものである。

一人一人の教育的ニーズへ対応するための複数の教育課程の編成は、特別支援教育に転換して初めて開始されたものではない。既に平成11年3月告示の盲・聾・養護学校学習指導要領において「重複障害者等に関する特例」として一人一人の教育的ニーズに対応できる複数の教育課程が柔軟に編成できるように定められている。具体的には、盲学校・聾学校・肢体不自由養護学校・病弱養護学校に在籍する幼児児童生徒で知的障害を併せ有する幼児児童生徒においては知的障害養護学校の教科の代替による教育課程が編成できるこ

と及び各教科、道徳、特別活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わず、自立活動の指導を主として行うほか、各教科の目標及び内容の全部または総合的な学習の時間に替えて、主として自立活動の指導を行う教育課程の編成ができることなど、実態に応じた弾力的な教育課程の編成ができる。この様に、既に特殊教育の時代から障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するための複数の教育課程の編成の努力が全国的に行われてきている。

この様な努力は、近年医療技術の発達などにより、盲・聾・養護学校に在籍する幼児児童生徒の障害の重度・重複化の傾向が著しいことが背景にあった。平成16年時点での盲学校・聾学校・知的障害養護学校・肢体不自由養護学校・病弱養護学校間の重複障害学級在籍率を比較してみると、肢体不自由養護学校の重複障害学級在籍率は73.3%と他の校種と比較して著しく高い(平成16年5月1日現在、中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」、平成17年12月8日より)。また、肢体不自由養護学校における重複障害学級在籍率の内訳を見てみると、肢体不自由と知的障害の重複が85.1%と高い数値を示している。この様な状況を反映して肢体不自由養護学校においては、重複障害に対応する複数の教育課程の整備が進んできていた。この様な整備を基礎として、特別支援教育の理念の下で一人一人の教育的ニーズへ対応するための教育課程の整備が一層推進されている現状である。そこで、平成11年3月告示の盲・聾・養護学校学習指導要領が適用されていた時点での教育課程の整備に関する状況と課題を整理することは、これからの特別支援教育の推進に寄与できる重要な情報を提供してくれるという意義がある。

本研究では、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズへ対応するという理念の下で特別支援教育の推進がはかられている時代背景をふまえて、従来の特殊教育の枠組みの中で平成11年3月告示の盲・聾・養護学校学習指導要領が適用されていた時点での肢体不自由養護学校における重複障害に対応した教育課程の種類と運用に関する状況と課題や改善点を明らかにすることを目的とする。

2. 方法

(1) 調査協力校及び協力者

九州圏内の肢体不自由養護学校27校(うち1校は分校)を対象とし、回答は小学部主任・主事または小学部教員に依頼した。27校のうち25校(回収率 92.6%)から回答を得た。

(2) 調査内容

調査項目の概要を Table 1に示した。調査項目の③、④、⑤、⑥は自由記述で回答を求めた。

Table 1 肢体不自由養護学校の複数の教育課程に関する調査項目

①調査回答者について	
②貴校では、現在どのような教育課程がありますか。あてはまるものに○を付けてください。 (複数回答可)	
当該学年に準ずる教育課程	()
下学年適用による教育課程	()
知的障害養護学校の教育課程の代替による教育課程	()
自立活動を主とする教育課程	()
その他	()
③児童に合わせた教育課程を選ぶ際にどのような基準や条件を設けていますか。2で○を付けた教育課程についてそれぞれお答えください。	
④現在の児童の実態を踏まえて、現行の教育課程についてどうお考えですか。 (良いと思われる点・課題・改善点など)	
⑤今後、特別支援教育に移行していく上で、教育課程について見直しをしようと考えている点、またすでに取り組みされている点などございましたらお答えください。	
⑥その他	

(3) 調査期間

2005年11月に九州各県の肢体不自由養護学校に調査用紙を郵送し調査を依頼した。

3. 結果と考察

(1) 肢体不自由養護学校において編成されている教育課程の種類

4つの教育課程、即ち当該学年に準ずる教育課程、下学年適用による教育課程、知的障害養護学校の教育課程の代替による教育課程及び自立活動を主とする教育課程のそれぞれを編成している学校数を Table 2に示した。次に、4つの教育課程の複数の編成している学校数と各校において編成している教育課程の内訳を Table 3に示した。さらに、重複障害に対応した教育課程である知的障害養護学校の教育課程の代替による教育課程及び自立活動を主とする教育課程を編成している学校数を Table 4に示した。

教育課程の種類については、主に当該学年に準ずる教育課程、下学年適用による教育課程、知的障害養護学校の教育課程の代替による教育課程或いは自立活動を主とする教育課程の4課程の中から1～4つを必要に応じて選択し、組み合わせで編成していることが明らかになった。その中でも、当該学年に準ずる教育課程、下学年適用による教育課程、知的障害養護学校の教育課程の代替による教育課程及び自立活動を主とする教育課程すべてを組み合わせで編成している学校の割合が最も多かった。学校によっては、その4つの課程をさらに細分化して、より個に応じた教育課程を編成しようと工夫しているところもあった。また、「訪問教育」を教育課程の1つと捉えた回答も見られた。

自立活動を主とする教育課程を編成している学校が96%と大半を占めていることから、肢体不自由養護学校には、肢体不自由だけでなく、知的障害等を併せ有する重度・重複障害の児童が多く在籍していることが分かった。また、知的障害養護学校の教育課程の代

替による教育課程及び自立活動を主とする教育課程の両方の課程を編成している学校が80%であったことから、同じ重複障害であっても、知的障害の程度など、児童の実態によって教育課程が個に応じて決定できるように選択の幅が広がられていると言える。

(2) 幼児児童生徒の教育的ニーズに対応する教育課程を決定するための基準

ある幼児児童生徒がどの教育課程に属するかを決定するための基準に関する回答は自由記述で求めたため様々な記述内容があった。そこで、内容的に同一と判断できるものについては、まとめて分類した。当該学年に準ずる教育課程に関する基準、下学年適用による教育課程に関する基準、知的障害養護学校の教育課程の代替による教育課程に関する基準、自立活動を主とする教育課程に関する基準、その他の教育課程（訪問教育）に関する基準、教育課程の決定に関するその他の基準・手続きへの回答内容を、Table 5, 6, 7, 8, 9, 10に示した。

Table 2 各教育課程を編成している学校数

	学校数
当該学年に準ずる教育課程	21 (80%)
下学年適用による教育課程	16 (64%)
知的障害養護学校の教育課程の代替による教育課程	21 (84%)
自立活動を主とする教育課程	24 (96%)
その他	2 (8%)

Table 4 重複障害に対応した教育課程を編成している学校数

	学校数
知的障害養護学校の教育課程の代替による教育課程のみ	1 (4%)
自立活動を主とする教育課程のみの	4 (16%)
上記の両方を編成	20 (80%)

Table 3 教育課程を複数編成している学校数と割合

教育課程数	学校数	各校において編成している教育課程の内訳
1	2 (8%)	自立活動を主とする教育課程のみ (2校)
2	3 (12.%)	下学年適用による教育課程及び自立活動を主とする教育課程 (2校) 知的障害養護学校の教育課程の代替による教育課程及び自立活動を主とする教育課程 (1校)
3	6 (24%)	当該学年に準ずる教育課程、下学年適用による教育課程及び知的障害養護学校の教育課程の代替による教育課程 (1校) 当該学年に準ずる教育課程、知的障害養護学校の教育課程の代替による教育課程及び自立活動を主とする教育課程 (5校)
4	12 (48%)	当該学年に準ずる教育課程、下学年適用による教育課程、知的障害養護学校の教育課程の代替による教育課程及び自立活動を主とする教育課程
5	2 (8%)	当該学年に準ずる教育課程、下学年適用による教育課程、知的障害養護学校の教育課程の代替による教育課程、自立活動を主とする教育課程及び訪問教育の教育課程

Table 5 当該学年に準ずる教育課程に関する基準

<ul style="list-style-type: none"> ①知的障害を有しないこと。(6校) ②当該学年の教科書を使用しての学習や授業が可能であること。(10校) ③教科の系統性を追うことで力をつけていくことができ、身につけたものを生活に般化できること。(1校) ④通常の学級の指導目標や内容を精選し、各教科の内容に生活と結びついた具体的な内容を加えて指導した方が良いと考えられるであること。(1校) ⑤手術や訓練が目的で入園しており、転入前に通常の学級に在籍し、一斉指導が可能であること。(1校) ⑥児童に関する資料や行動観察から就学指導委員会で検討する。(1校)

Table 6 下学年適用による教育課程に関する基準

<ul style="list-style-type: none"> ①軽度の知的障害（読み書きが可能）があること。(2校) ②肢体不自由或いは何らかの理由による学習の遅れがある。(1校) ③当該学年の学習内容を理解する事がまだ難しい児童であること。(5校) ④下学年の目標や内容に生活と結びついた具体的な内容を加えて指導した方が良いと考えられること。(4校) ⑤学習の進度に遅れがみられること。(1校) ⑥手術や訓練が目的で入園しており、転入前に通常の学級か特別支援学級に在籍し、何らかの教師の援助があれば、教科学習の課題に取り組むことができること。(1校) ⑦前籍校からの情報及び保護者との教育相談、そして障害の内容や治療などによる学習の遅れを考慮し、就学指導委員会により教育課程を判断する。(1校)

Table 7 知的障害養護学校の教育課程の代替による教育課程に関する基準

<ul style="list-style-type: none"> ①知的障害を併せ有しており、知的障害養護学校の教育課程が適当であること (14校) ②手術や訓練が目的で入園しており、転入前に知的障害養護学校、或いは他の特殊教育諸学校に在籍し、重度・重複障害であること。(1校) ③前籍校の通常の学級、特別支援学級についての情報および諸検査の結果や学習内容・保護者の願いをもとに教育内容を判断する。(1校)
--

Table 8 自立活動を主とする教育課程に関する基準

<ul style="list-style-type: none"> ①重度肢体不自由と重度知的障害を併せもつ児童であること。(3校) ②上記①に加えて、障害の程度が重度で、健康面・身体の動き・コミュニケーション等において十分な配慮が必要である児童であること。(3校) ③重度の重複障害で、学習が著しく困難であり、「自立活動」を主とした学習が適していること。(3校) ④障害の内容及び心理検査や観察により、健康面・生活面・コミュニケーション面など自立活動に関する内容が教育活動の中心課題であること。(1校) ⑤常時医療的配慮を必要とすること。(2校)
--

Table 9 その他の教育課程（訪問教育）に関する基準

<ul style="list-style-type: none"> ①「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領」第1章第2節第5の3の内容に該当すること。(1校) ②基準は特に設けていない。(1校)
--

Table 10 教育課程の決定に関するその他の基準・手続き

<ul style="list-style-type: none"> ①実態（コミュニケーション、認知、姿勢運動、学習、健康等）を総合的に判断して決定。(2校) ②実態等をふまえ、管理職を含めた教育課程委員会で検討して決定。(1校) ③実態等をふまえ、学部会等で話し合いをして決定。(2校) ④就学前の施設での資料や入学前の相談会の様子を参考にする。(1校)

各教育課程について基準が定められている学校と、基準が定められていない学校があった。基準が定められている学校においても、その基準は数値などで明確にあらわすことができるものではなく、教師の見方の違いで変化し得るものであった。明確な基準がないということは、教育課程を判断しがたい境界線の児童にとって最も良いと思われる教育課程を選択する際に困難がありうる。また、実際に児童にとって最も適した教育課程を選択できていると第三者が判断することが困難であるというデメリットがある。その一方で、障害が多様化する現在、児童一人一人に対応した柔軟な教育課程を編成することができるというメリットもあると考える。また、学校によっては、児童の多様化す

る障害に対応するために、一つの教育課程にとらわれずに学習時間や内容によって教育課程間を行き来できるような工夫も見られた。このような工夫は、今後さらに多様化するであろう障害や児童のニーズに対応していく上で必要であると考えられる。

当該学年に準ずる教育課程と下学年適用による教育課程の基準は Table 5, 6に見られるとおり、知的障害の有無や学習進度などが教育課程の基準とされている。一方で、重複障害に対応するための教育課程である知的障害養護学校の教育課程の代替による教育課程と自立活動を主とする教育課程の基準は、Table 7, 8に見られるとおり対象となる児童が主に重複障害児であることを反映して肢体不自由と知的障害の程度だけでなく、コミュニケーション面や医療的配慮の必要性、

運動動作の状況など幅広く基準が設けてあることが明らかになった

(3) 複数の教育課程の内容・種類・運用等に関する諸課題

複数の教育課程の内容・種類・運用等に関する諸課題について、Table 11に示した。

学校によりさまざまな意見があったが、それぞれの学校で設けてある教育課程やその基準によって見解も異なるものであった。基準が定められている学校では、現行の教育課程で問題ないという意見が多かった。しかし一方で、児童の実態の多様化や指導内容の組み立てという面から見ると、常に見直しを行う必要があるという意見が多数あった。学年の途中や学期ごとの節目に、教育課程の編成についてや、児童ごとに教育課

Table 11 複数の教育課程の内容・種類・運用等に関する諸課題

①障害の重度・重複化、多様化の中で個に応じた教育課程をどう編成するか(7校)	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の教育課程は基本と考え、個別に実態に応じた工夫等が必要。 ・ 児童の実態に応じて個々に対応できるような教育課程のあり方を模索中。 ・ 児童の実態差が大きいため、1つの教育課程にとらわれず、児童によって課程間を時間ごとに変えて運用できるような教育課程の編成を目指している。 ・ 類型を基本にしつつ一人一人に対応するための、教育課程の運用面での見直しが必要。 ・ 知的障害養護学校の教育課程の代替による教育課程に属する児童の幅が広い。
②基準の明確さ・適用の仕方について(4校)	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準はきっちりしたものではない。 ・ 教育課程を決定する基準が必要という意見もあるが、教員全員で話し合うことにより、とくに不都合はない。 ・ 知能テスト等を用いて、各課程の基準をより明確化したほうがよい。 ・ 知的障害養護学校の教育課程の代替による教育課程が適切か自立活動を主とする教育課程が適切かという選択が難しい。
③各教育課程の境界線の幼児児童生徒への対応(2校)	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各教育課程の境界線上にいる児童の実態に合わせた学習内容をどう組んでいくかが課題。
④保護者からの要望への対応と教育課程の見直し(2校)	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者にそれぞれの教育課程の方針を理解してもらう工夫が必要。 ・ 保護者の多様な要望に応えるための教育課程編成の見直しが急務。
⑤具体的な教育内容・方法、時間割や学習グループ編成等の課題(5校)	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習グループ編成が複雑で、学習計画・準備・評価等での時間確保が困難。 ・ 学習グループの人数が少ないため、子ども同士で関わりが少なくなりがち。 ・ 学年をこえて教育課程を編成する際に、学部や学年での調整に困難が多い。 ・ 知的障害養護学校の教育課程の代替による教育課程における「総合的な学習の時間」の内容、目的、生活単元学習との関連等の見直しが必要。 ・ 教育課程を受けての指導内容をどう組み立てていくかが実質的な課題。
⑥現行の教育課程とその編成に関して特に問題はない(7校)	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言や内容についての表記上の課題はあるが、運用上の問題はない。 ・ 適切に判断されて実態に応じた教育活動が行われている。 ・ 今年度、学部で教育課程を検討・整理したので良いと思われる。 ・ 個に応じた指導の面では、現行の教育課程で配慮できている。 ・ 現行の教育課程で、児童の発達に応じた授業ができるので良い。 ・ 実態に応じた教育課程が複数あり、時間割等も細かく決まっているので良い。
⑦その他(3校)	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程の編成方針に「調和の取れた無理のない編成をする」と定めている。 ・ 個々の実態に応じて教育課程の編成に取り組んでいる。 ・ これまでの教育課程の有効性と課題を明らかにし、各学部での教育課程の編成や各学部間の系統性などについて検討していく予定。

程が最も適したものになっているかなどについて見直す必要があるのではないかと考える。

境界線に属する児童についての対応を課題に挙げている学校も多かった。児童の実態を正しく把握することも困難であり、児童を本来の能力や発達よりも低く見てしまうという危険性があるなど、多くの学校でどちらの教育課程を採用するか決めかねているという現状が明らかになった。このような面から見ると、やはり教育課程を決定する際の明確な基準について研究していく必要があると言える。さらに、境界線の児童に対応する一つの手段として、一つの教育課程にとらわれず、柔軟に時間ごとなどで教育課程間を行き来できるようにしている学校もあり、そのような工夫が必要であると思われる。

各教育課程の中でさらに学習グループを細分化しているという学校もあり、そこではグループを構成している人数が少なく、限られた児童としか関わる事ができないという課題があげられていた。これに関しては、グループ間や異なる教育課程同士での交流の時間が設けられる必要があると言える。また、少人数でのグループ編成の課題に対応するために学年をこえたグループ編成をしている学校もあった。学年をこえたグループ編成をした場合、グループ編成が複雑になりすぎて、時間割の編成が困難になるという課題があり、より密な教師間の連携が必要になると言える。

その他にも、保護者の理解が得にくいという意見もあり、それに対しては年度や学部の初めの説明や定期的な連絡などの対応が考えられる。また、児童の教育課程を決定する際にも保護者との話し合いなどを十分に行い、信頼関係を築いた上で保護者の願いをこめた編成につとめるべきであろう。

重複障害に関しては、同じ教育課程の中でも児童の実態が異なり、より複雑になっているので、児童一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、個に応じた指導の充実の必要性がある。

(4) 特別支援教育に対応するための教育課程の見直し

特別支援教育に対応するための教育課程の見直しについて、Table 12に示した。

本調査の実施期間は2005年11月であり、特別支援教育への転換まで1年あまりの時間しかないが、特別支援教育に向けての教育課程の見直しを考えていないところが多く、実際に動き出しているところはほとんどなかった。現行の教育課程についてその課題や見直すべき点は考えているという学校もあったが、特別支援教育に移行するということとのつながりは薄かった。

特別支援教育へ向けて動き出している例としては、特別支援教育への移行に向けて「研修」をおこなっている学校があった。また、特別支援教育に向けてということではないが、来年度から、肢体不自由児に加えて、知的障害児の受け入れを始める学校が1校あり、それに伴い「肢体不自由児の自立活動と知的障害児の自立活動の共通する部分や、異なる部分をふまえて見直しを行い、教育課程に位置づけたい」という意見があった。

次に、特別支援教育に移行したときの課題として、①特別支援学校となり、さまざまな種類の障害のある児童が入学してくることになると児童の実態差が現在よりさらに大きくなる、②そうなると、教育課程の改変は必然的であり、果たして対応していけるのか疑問であって、その移行にあたっての混乱が心配である、ということが挙げられていた。また、一つの教育課程にとらわれず、授業によって課程間を時間ごとに変えて運用できるような教育課程の編成を行っていくことなどが有用であると思われる。さらに「特別支援教育」では「個別の教育支援計画」を作成することが義務付けられる予定を踏まえて、学部間の系統性が必要となるので、それを見越して教育課程を見直す必要があるという指摘もあった。

Table 12 特別支援教育に対応するための教育課程の見直し

①障害の重度・重複化、多様化への対応と教育課程の見直し (3校)	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・来年度から、肢体不自由に加えて、知的障害児の受け入れも始まる。それに伴い、肢体不自由児の自立活動と知的障害児の自立活動の共通する部分や、異なる部分をふまえて見直しを行い、教育課程に位置づけたいと考える。 ・特別支援学校となれば、より児童の実態が多様化し、教育課程の改変は必然的であり対応していけるか疑問であって、その移行にあたっての混乱が心配である。 ・障害の重度・重複化、多様化に伴い、より児童の実態・教育的ニーズを反映できる教育課程が必要であり、現在、教科・領域等の時数の見直し、取り扱う教科・領域等の見直しを進めている。
②一貫した支援という観点からの教育課程の見直し (1校)	
具体例	・中・高等部と指導の一貫性をはかるという意味でも、教育課程を見直さなければならない。

4. 結 論

特殊教育から特別支援教育への転換を間近に控えた時期に、肢体不自由養護学校における一人一人の教育的ニーズに対応した複数の教育課程の編成の現場と課題について調査した。その結果、肢体不自由養護学校においては一人一人の教育的ニーズに対応した複数の教育課程を編成していることが明らかとなった。教育課程の編成と運用に関する課題としては、第一に、障害の重度・重複化、多様化の中で個に応じた教育課程をどう編成するかが課題であること、第二に、課題としては一人一人がどの教育課程に属することが適当であるかという基準に関する課題があることが明らかとなった。

【文 献】

- 文部科学省（1999）盲学校、聾学校及び養護学校 教育要領・学習指導要領「平成11年3月告示」。
- 文部科学省（2003）今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）。特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議
- 文部科学省中央教育審議会（2005）特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）。
- 文部科学省（2007）特別支援教育の推進について（通知），19文科初第125号。
- 文部科学省（2009）特別支援学校学習指導要領「平成21年3月告示」。
- 修士課程における障害児教育カリキュラム研究会（2001）修士課程障害児教育専攻における重複障害児教育科目に関する教育内容・方法の開発研究。文部科学省委託研究（平成11-12年度）「教職課程における教育内容・方法の開発研究」報告書